

一般社団法人 AOAC 日本 賛助会員規程

本規程は、一般社団法人 AOAC 日本（以下、本会）定款第 34 条に定める賛助会員について必要な規則を定めることを目的とする。

（賛助会員）

第 1 条 本会の目的に賛同し、その事業活動に協力支援を志す個人又は団体であって、理事会で定める会費（第 8 条参照）を一口以上、納入する者とする。

（賛助会員の資格の取得）

第 2 条 本会の賛助会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事宛に提出し、理事会の承認を受けなければならない。承認後、本会は当該年度の会費の請求書を発行し、入金を確認した時点で賛助会員として登録する。

（賛助会員の権利）

第 3 条 本会の賛助会員は本会が主催する活動のサービスの賛助会員料金で受けることができる。賛助会員料金は、活動のサービス毎に理事会等で決定する。

2. AOAC INTERNATIONAL JAPAN SECTION（以下、AOACIJS という）の活動のサービスを AOACIJS 会員資格で受けることができる。

（退会）

第 4 条 賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 5 条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員の過半数が出席した社員総会において、社員の 3 分の 2 以上の決議によって当該賛助会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（賛助会員資格の喪失）

第 6 条 前 2 条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行せざるとき

- (2) 第5条の定めにより社員が同意したとき
- (3) 当該賛助会員が死亡し、又は解散したとき

(会費の取扱)

第7条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費)

第8条 賛助会員の会費は次の通りとする。

- (1) 賛助会員：年額一口 20,000円 但し、第3条に定める権利は、団体の賛助会員の場合、一口あたり2名迄とする。
会費は本会の事業年度（1～12月）毎に、1月末日までに納入しなければならない。

第9条 本規程の改定は理事会の決議による。

この規程は、平成29（2017）年10月6日より施行する。

改定履歴

版	改定内容	発行日	承認者
初版	新規制定	平成29（2017）年4月15日	—
2	第2条記載の「賛助会員の資格の取得」手続を変更	平成29（2017）年10月6日	平成29（2017）年9月27日理事会メール決議